

平成26年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成26年12月8日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 会期日程の変更

日程第 2 一般質問

No. 1 15番 佐藤富男君（P15～P35）

No. 2 3番 南館かつえ君（P36～P44）

No. 3 9番 小林重夫君（P45～P58）

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長 兼選挙管理委 員会事務局長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君
代表監査委員	居川孝男君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会期日程の変更

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、会期日程の変更であります。

一般質問の日程について、本日12月8日より10日までの3日間を予定しておりましたが、質問者が6名であるため、12月3日に開催されました議会運営委員会におはかりしたところ、一般質問は本日8日と明日9日の2日間で行い、10日は議案調査日として休会とするという答申をいただきました。

おはかりいたします。

12月10日を議案調査のため、休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、答申どおり決定いたしました。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 西郷村内の文化施設の整備及び保存について
2. 村の開発・農業振興条例の要綱整備と運用について
3. 村の子育て支援と高齢者福祉について

○15番（佐藤富男君） 15番ですが、通告いたしました順序に従いまして、一般質問を行います。

まず第1に、西郷村内の文化施設の整備及び保存についてでございますが、村の文化センターは、各種総会や祝賀会、講演会、展示会など多種多様にわたって利用されております。そのため、イベント内容によっては不都合な面が多々見受けられます。その中で、文化祭や西郷村総合美術展の展示会において、作品を展示するボードの老朽化や破損、照明設備の不備などが不便を来しております。

西郷村文化センターは、建設されてから35年以上経過しておりまして、村民が使いやすい施設に整備し直す、その時期に来ていると思っておりますが、村のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） おはようございます。佐藤富男議員の一般質問にお答え申し上げます。

文化施設の整備及び保存についてというご質問であります。

まず、質問の第1にありました備品の老朽化、破損、照明設備、文化センター内のこのことの不備についてというご質問でございます。

文化センターですが、昭和57年10月に完成しております、現在30年以上経過しております。その間、このことにつきまして村民の皆様方からいろいろなご意見をいただいております。そのことを生かしながら、図書室、老人娯楽室の改修、ホール、照明工事など、あるいは階段の手すりの工事など、いろいろ修理、改善をさせていただいてきたところであります。しかし、まだ大研修室のステージの拡大の改善や、エレベーター設置のこと、あるいは大研修室の冷暖房、あるいは照明設備の改修など、残されているご意見もまだございます。これも事実でございます。

そこで、今回ご質問いただいております、まずボードの件でございます。主に研修室で利用されている作品展示用のボードでございますが、総合美術展や村の文化祭、あるいは各種の展示を要する事業、イベント、あるいは学校への貸し出しなど、結構頻度の高い利用になっております。老朽化している、それから破損もしているというご意見もいただいております。順次入れかえ等も行っていきたいというふうに思っております。

次に、照明設備でございますが、今年度の西郷村の総合美術展の反省会の折にもご指摘をいただいたと聞いております。改善等が必要と思われております。対策といたしまして、できることを考えてみれば、大研修室の照明器具を改修するのがいいのか、あるいは作品展示をそのもののボードに取り付ける照明の方法とか、あるいはスポットライトなど、そういうことでこのことに対応していくのかなど、利用されている団体の皆様方とよく協議をさせていただいて、順次対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、文化センターの冷暖房設備につきましては、おかげさまで今年度、第1研修室、第2研修室、第5研修室にエアコン設置工事を実施いたしまして、利用者の皆様方に喜んでいただいております。大研修室、その他の研修室についても順次と思っておりますが、文化センター全体の電源容量不足のために、キュービクルの工事がどうしても必要となるために、予算的にも大きな予算を要し、大きな改修が必要となるということから、今、進んでいない状況にありました。

今後さまざまな問題点を改善するのに、文化センターの大幅な、いわゆる大規模改修を実施するのか、あるいはこれから先の折を見て、新しい施設建設の方向にするのかなど、よく近隣の施設、その利用状況、効率的にどのような状況にあるのかなども検討させていただきまして、西郷村としてのあり方、それを見きわめさせていただきながらというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） 想定されたご答弁であったと思います。想定というのは、決していいというのではなくて、議会答弁、いわゆるその場を繕うようなというか、合わせたような答弁かなと思っております。ただ、私としては西郷村の文化を向上させるということ、また、文化を高めていくということは、そのような程度の低いものでは

なくて、もっともっと積極的に、村がこの問題に取り組む必要があると思います。

しかし、この文化の関係、今、村には文化協会があり、また、総合美術展の実行委員会等あります。そういった方々は、とにかく他の市町村よりも、私としては相当頑張っていると思っております。そしてまた、技術、そういう面も非常に高いし、また、こんなことを言っては怒られるんですが、白河市で行われている白河美術協会展とかそういった中でも、西郷村の村民が絵画の部、書の部も市長賞をとってしまうというように、非常に高まってはきている。しかし、それに並行して村が文化についての予算、あと行政の力の支援をやっているかということ、非常に遅れていると私は見ております。

残念なのが、結局、今、教育長からこうやっていきますという話がありますが、では、実際に使われた方がどのように思っているかということ、大研修室の、その音楽にノイズが入ったり聞きづらいんだと。

例えば芸能発表会なんかにおいてもです。前で踊って腰を低くする踊りは、前の人の頭で見えなくなってしまう、こんな状況です。それも中央の椅子から見ている方のご意見なんですが、また、高齢者には座りよりも椅子のほうがいいんだと。みんな前のほうにごさを敷いて、高齢者に座っていただいていますけれども、すごい疲れるという状況。本当に田舎の体育館でやっているようなものなんです。

また、舞踊やダンスのときには、ライトに当たってステージまでまぶしいと。だから、全体に照明が当たるようにできないかという意見もありました。また、舞台の後ろの下から照明が照らされる舞台があればなどと夢のような話が出ました。これ、白河市民会館でも何十年、もう40年、50年前からですので、やっている単なる舞台の後ろの照明が出る明かり、これすらなくて、これが夢のようだと村民が言っているんです。

いかに村の文化施設の遅れ、また、その考え方が低いかというふうに私は思います。この程度のものができないという状況です。だから、当然大きな舞台劇とか、舞台というものが村には誘致できなくて、村民の方々に本当に素晴らしい文化をお見せすることもできないような状況になっております。

また、補助舞台、舞台が小さいものですから、舞台を前のほうに大きくするという事で補助舞台をつくった場合には、補助舞台が古くなって、ベニヤ板が剥がれていますし、危なく感じた箇所があるということです。そして、何事もないうちに考えてみてはいかがでしょうかというような意見も入っているんです。そしてまた、足したその舞台に、動かないように、動いてしまうからテープを張ったが、テープを今度剥がすときにテープののりが残って大変だったと言っているんです。これが今の村の文化の尺度をはかる程度です。

それから、総合美術展においても、ごらんになった方々のご意見なんですが、素晴らしい芸術ができて、すばらしく感動的な作品が多かったという意見とか、皆さんすばらしいと。そして、自分も何かやらなければと思いましたがというご意見もありました。そして、80歳の私もまた生きがいがありましたというご意見もある反面、パネ

ルや支柱など使用不能と思えるものもあって、展示がしにくかったとか、写真コーナーの照明が反射して見にくかった、出品作品が多くて皆すばらしい、照明がどうだったのでしょうか、照明がある場所とない場所で作品に大きな影響が出ていると思いますという、こういった本当に初歩的ないわゆるご意見が出ております。

これが結局、今、何十年にも、35年近くたって一向に改善されないで、まだ今の一般質問で、これから順次やっていきますという程度の想定内の答弁があったというふうに思っております。

私は菊地村長から、今から二十何年、数年前に、富男君、文化の薫りの高い村づくりをやってくれという意見もいただいて、それで総合美術展を手探りで始めました。そのときに、本当に押し絵クラブの田村さんと、若葉書道クラブの本宮先生にやりましょうと言って頑張ったときに、文化協会からちょっとおしかりも受けたりしましたがけれども、当時の顧問だった真船顧問から本当にご支援いただいて、現在の村総合美術展があるわけでございます。当時は村から一銭も補助金もなければ何もなかったです。やってきました。みんな頑張っているんです。ところが、村の行政としては、今お話ししたことが現状であります。

ということで、ここでちょっと担当課長と村長にお伺いしますが、新西郷村文化という言葉、これについてご存じでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新西郷村文化ですか。ちょっと存じ上げておりません。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） 新西郷村文化というと、大変申しわけありませんが、存じ上げておりません。申しわけありません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、実は、これからまた村の振興計画のほうに入っていくんですが、昭和62年2月に西郷村は総合振興計画というものを作成しました。

そして、21世紀に誇れる高原公園都市西郷村を創造していくということで、キャッチフレーズをやっているんですが、このページの101ページに、こういう文言があるんです。この村の振興計画をしていく上で、新西郷村文化の形成、文化施設整備、文化財保護、文化活動の促進、近年の急激な都市化の波の中でかつての農村的生活が、都市的生活様式の浸透によって衰退しつつある。一方、新しい時代に対応した新西郷村文化は、まだ未成熟のままである。本村の場合は、文化センターや公民館が村民の文化活動の場として機能してきたが、今後はこれらの施設の充実を図るとともに、その活動を一層充実させていく必要がある、と言っているんです。

そして、この154ページには、そしてこの新西郷村文化とは、単に中央の文化、情報を受動的に受けとめるだけのものではなくて、時には西郷村から中央に向けて、文化、情報を発信することができるパワーがなければならない。こうした新西郷村文化を創造していくためには、村民並びに進出企業の従業員も巻き込んだ文化活動を活発に展開していく必要がある。そのためにも、そうした活動の場となる施設が欲しい

ところである、というのが昭和62年の村振興計画にあります。当時、西郷村の文化センターはもう完成して、使用されている状況の中で書かれております。

教育長、こういった村の総合振興計画を昭和62年に作成したと。しかし、村長も担当課長もわからない。では、この振興計画というのは何でつくったんだということですか。文化振興というのは、実際この35年間の間に何をやってきたんだということなんです。そういう意味から、教育長。この文化の問題について、向上について、今後どのような形で取り組みし、お考えがあるのか。あと、村長にもご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

佐藤議員から、いろいろ文化のことについてのご提言も含めて、おただしをいただきましてありがとうございます。

西郷村の文化、お話ありましたように、多くの方々のご尽力によりましてここまで来ております。本当に感謝を申し上げる次第であります。

文化を支えている一つは、1番は、ソフト面、人の力ということで支えていると思います。しかし、そうはいっても、その底辺にはハードの充実がなければならぬので、そのハードのことについてのおただしも、先ほどからいただいております。

村全体の施設等の整備の中で、文化にかかわるこの施設の整備についても、今までも、先ほど申し上げましたようなことでの改修等はしていますが、大規模な改修等、そういうことも、時期もだんだんあるのかなというふうに思っていますので、そのことについては全体の中で、ぜひ村全体で考えていく、そういうことというふうに思いまして、先ほどのような答弁をさせていただいた次第であります。

新西郷村文化、この直接の言葉は、私も申しわけありませんが失念しておりました。趣旨はお話ありましたとおり、よくわかります。村の学校の校歌にも、新しい文化つくろうという、そういう歌詞が入っていたりして、この当時本当に文化の創造、文化を西郷村に根付かせるということが非常に活発に論議をされたりしていた時代で、そのことがこの振興計画にも反映されていたんだなというふうに思っています。およそ10年ごとにこの振興計画をつくり、それで生涯学習課のほうの計画もつくることになっていますので、そういう中にも今の中にも、文化施設の整備は書かれているわけですが、具体的なこととしてそのことを肝に銘じてまいりたいというふうに思っている次第です。

創造をし、そして発信まで考えていたよということでもありますので、そういうことにつきましては、西郷村も前に立って、こういうことは西郷村で頑張っていますよということを言えるように、今もそういう部分もあるんですが、今後ますますそういうことに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新西郷村文化の趣旨というのは、そのとおりだと思います。

昭和62年、時はバブル真っ盛り。平成2年、バブルが崩壊したという直前にあって、あの時代は何をとすることを今、思い起こしますと、やはり企業誘致あるいは福島県南、全国一の企業立地があったり、そういった一つの灰神楽が立つような、そして将来に向かっての希望、あるいは新たな生活、そういった中であって、戦後の混乱から一つの時代が終わって、そして成長期に差しかかった。人は何を考えたかといったときに、やはり時代の先端を先取りする新たな文明を手にして、そしてこの地域の文化の花を咲かせようという意味がみなぎっていたのではないかというふうに思っています。

文化と文明と考えますと、文明は4大文明がありますので、では文化といったものは、やはり地域に根差した、その風土に合った人の営みが、この文明を牽引する大きなうねりとなっていく。その中において、人間の生活、西郷村民の爽やかな高原都市づくりといったもの、機運がさらに加速していったという時代であったというふうに思っています。

文化の華を咲かそうよという校歌があって、村民憲章にもあります。人はパンのみに生きるわけではない。やはり人の心の豊かさ。昨日、一昨日も、読書をスタートするといったことで、心の琴線にかかるものと喜びと、あるいは勇気と夢といったものが、やはりこの読み聞かせから始まっていくということの中において、新たな文化の創造の芽もその中からつくっていくのではないかという機運があります。

そうしますと、一つは、やはり物事の対応の仕方、考え方、同時にそれをグループとして、あるいは行政として、一体的に進めていくというふうになりますので、これまでの皆様方のご労苦、あるいはいろいろな活動についてはこれを多として、さらなる発展のためにいろいろ努力していこうと、今このお話を聞いてそう思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 教育長、村長とも、一応一通りのご答弁はいただきましたけれども、そこから本当に、村から文化の情報を全国に発信していくんだ、そして文化の薫り高い村をつくっていくんだ、そういった意欲がちょっと垣間見えなくて非常に残念であります。ただ、この一般質問を通じて、どうか再認識だけはしていただきたいなど、このように思います。

それから、施設の簡易ないわゆる照明とか、それからボード等、そんな本当に幾らもかからない予算でできる仕事も長年できていないという、いわゆる村の教育文化に対する対策、対応、これをもっと緊張感を持って、文化活動をされる方々に対して、やはりきちんと報いるような対策を講じていただきたいと思います。

次に、村の民俗資料館が現在、上野原地区にありますけれども、この資料について、恐らく各議員も学校の子どもたちも、ほとんど知らないのが真実だなと私は思っております。また、多くの村民もほとんど見ていないと思います。

私はこの村の村民として、やはり村の生い立ち、また、村の歴史というものは当然知るべきだし、また、知りたいときにいつでも知ることができるという、そういった



対応をしておくべきだと思います。そういう意味で、今現在、西郷村歴史民俗資料館にあります資料を、写真をデジカメで撮って、それをCD化して、そしてそれを学校の教材化、そしてまた村民への貸し出し、そういった関係のように利用しながら、西郷村を愛する気持ちを養っていただければと思います。

特にまた、これも偶然見つけたんですが、この問題についても教育長、実はこれ振興計画に入っているんです。この中に、文化保護に関しては、昭和40年に文化財保護条例を制定して以来、文化財に対し本格的な取り組みがなされ、先史時代の遺跡調査をはじめ、古文書や文献の発掘調査に努めてきた。これらの成果は西郷村史資料集の刊行を経て、昭和53年に刊行した西郷村史に結実することになったということで、こういった西郷村の文化にかかわる問題、資料、そういった遺跡も含めて、やはりきちんと整備しておく必要がある。

そしてまた、谷地中のあいった松を枯らせてしまったと。それでまた、戊辰桜も今、枯れて、もう本当に何年もつかという状況を放置している今の村の文化財に対するいわゆる姿勢、これを改めていくべきと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

歴史民俗資料館についてのおたしでございまして。

村民の皆様方、広く広報を徹底していないのではないかと含めてのご質問だと思っております。民俗資料につきましては、村の歴史を知る上で、貴重な資料があの中に展示されておりますとともに、建物自体が平成9年12月22日に村の指定有形文化財に指定されておまして、そういう意味からも重要な建造物ということでございまして。

現在、資料館の中に、あるいは村民プールの脇に倉庫を有しておりますので、その中に収蔵している資料約1,300点ほどあります。そのうち1,292点につきましては、写真撮影をし、台帳化が終了しているところでございまして。また、古文書につきましては、お話ありましたが、およそ1,800冊ほどある中で、600冊はデジタル化が終了しております。なお、残りの1,200冊につきましても現在進めておまして、平成27年度で終了する予定になっておりますので、お話ありましたように、今後も努力してまいりたいと思っております。デジタル化の大切さもよく存じているつもりです。

次に、公開のお話がありましたが、現在の公開の方法は、資料館に管理人が常駐しておりませんことから、文化センターの生涯学習課のほうにご連絡をいただいて、そして対応させていただくというようなことで、お話ありましたような、もっと広く、常時というような趣旨からは少し遅れているというふうにも思っております。今後は公開日等を積極的に設置するなどして、村民の皆様方により多く見学していただきたいというふうに思っております。また、各種教室等を、あそこの中のものなども使いながら開くのも検討していきたいというふうに思っているところです。

利用者ですけれども、主に小学生が3年生になりますと、地域学習をいたしますので、その折に見学に来ていただいております。平成23年度から25年度の過去3年間の平均で見ますと、年間団体数が12団体、それから延べ300人を超えた、そういう数になっております。まだまだ先ほどのような対策をとっていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私の質問は、そういったデジタル化が進んできているのであれば、それらをわかりやすく、村民の皆さんがいつでも見られる。あと、欲しい方には、CDというのは1回1枚つくってしまうとダビングしていれば何本もできるんで、お金かからないんです。そういうものを、興味のある方には無料配布なり、安く1枚300円、200円でできるわけですから、つくってお渡しして村を知ってもらうということも可能なんです。そういうことをやってはどうかと。

そしてまた、ある意味で、学校の子どもたちに、中学生でもいいですが、我が村の歴史という例えばビデオ撮影をして、構成をして、子どもたちに歴史のいわゆるCDをつくらせてもいいんです、勉強かたがた。それを、できたものを子どもたちに見せる。そしてまた、村民の中からそういった総合的な歴史を取りまとめる実行委員会的なものをつくって、そこでそういった村の歴史をデジタル化したものを、村民誰でもわかりやすく見られるように音声を入れて、そして手づくりでつくるということも私は大事だと思います。そういったこともどうか考えてやっていただきたい。

そして、村の文化、この文化を大事にしないからこそ世界で戦争が起きたり、争いが起きるんです。ですから、できれば西郷村は、文化の薫り高い村だというふうに言われるように頑張っていたきたい。

白河市では、今度60億円ですか、大変大きな文化施設が白河駅前ができるそうです。そして、矢吹町にも文化センターがあります。そしてまた、旧東村にもあります。棚倉町にもあります。ないのは西郷村だけなんです。こういう文化の低い、程度の低い村を、やはり負けないで文化の薫り高い村にさせていただけるように行政側から頑張っていたきたい。住民は頑張っていますから。よろしくお願いを申し上げます。

あと、施設の環境整備と駐車場の問題ですが、これは十分おわかりになっているでしょうから、これで終わりたいと思います。時間の関係で終わります。

次に、質問2番目の村の開発・農業振興条例の要綱整備と運用についてという中です。

この中で、この西郷村の開発指導要綱は、企画財政課のほうで西郷村総合開発審議会条例を平成24年12月に廃止してしまいました。そして条例をなくして、この開発指導要綱というのは建設課のほうに持って行って、都市計画審議会の中でやっているのだというお話を聞いております。そしていわゆる村の条例に、村の大きな総合開発振興のために審議する機関として、西郷村総合振興審議会というものを条例で定めております。また一方で、都市計画をつくる、また、運用していく上で、西郷村都市計画審議会条例というものを村はつくって制定しておりますが、この所掌事務の中身

を見ると、私は、かぶっているのではないかなと思われる部分があります。

いわゆる振興審議会条例の中身は、西郷村総合振興計画に関することと、それから工業開発計画に関すること、また、工業導入に関することです。また、西郷村観光開発計画に関すること、西郷村商業振興計画に関すること、公害防止のための規制に関すること、そして総合的な村づくりに関することです。

また、この事業を進める上で必ず必要なものは都市計画法が絡んでくるんですが、西郷村が進める都市計画に関することを所掌事務にしているのが都市計画審議会、そして西郷村開発指導要綱に基づく開発指導に関すること、こういったものを都市計画審議会にかけていますが、土地利用計画の大もとの国土法の基本理念、それとまた、都市計画法の基本理念というのは同じなのかどうなのかということ調べてみますと、国土法の基本理念の中にも、健康で文化的な生活、環境の確保と、そして国土の均衡を図るとあります。健康で文化的な生活となっているんです、文言が。都市計画法の基本理念の中にも、第2条では、健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活を図る及び機能的な都市生活を確保すべきとなっているんです。

これを、今現在、都市計画審議会も見直しをやっておりませんし、西郷村総合振興審議会も、私も議員になってから1回だけ会議に入って、会長さんを決めた審議だけはありますけれども、これだけ重要な審議会が3年を過ぎて1度しかやっていないということですが、担当課長、これどういう状況でそういったようになっているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 西郷村総合振興審議会条例でございますが、先ほど佐藤議員が申し上げたとおり、所掌事務が総合振興計画に関すること等々でございます。

それで、総合振興審議会、そのほかの計画でございますが、これは西郷村で策定した総合振興計画を含めたほかの計画も含めて、村長がこの審議会に諮問して、その諮問を検討するという組織でございますので、前回は、平成23年に原子力災害復興計画、これを計画策定しまして、この審議会に諮問しました。その諮問したときにこの審議会のメンバーを決めまして、それで実施するというふうな方法をとっておりますので、現在行われている第3次総合振興計画、この計画年度が平成19年度から28年度までということになっておりますので、平成29年度を初年度とした新たな第4次計画が今後、策定の準備に入るということになりますので、またそのときは新たに審議会のメンバーを決めまして、その中で策定案の諮問をしていくということにしていきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これは、結論から申し上げまして、私の一番言いたいことは、この西郷村をどのような村にしていくんだという青写真が私は見えていません。村民の方々も、これから10年、20年、30年先は、西郷村、どのような村になるんだと。誰もわからないと思うんです。これをきちんと取り決めして考えていくのが、西郷村総合振興計画ではないですか。

そして、今、村長の諮問によって、これは確かに条例にありますので、村長が諮問しなければ一切この会議は開かれませんが、何もしません。村長が諮問すれば、毎月1回でも2回でもできるんです。これが3年ちょっと過ぎても1回もやらない。この状況が現状です。

しかし、では、ほかの村はどうなのかということで考えてみますと、例えば他の町村では、総合振興計画を立てた後に、その目的達成のために、きちんと具現化するための条例を制定したり、要綱をつくって、その実現化を図っております。西郷村振興審議会に取りまとめた計画に沿って、その目的をより具現化をして達成させるためには、必要な条例を制定し、具体的に施策を進めていかなければなりませんけれども、西郷村総合振興計画の目的を達成するための個別な条例をされたということがあったんでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） この振興計画を達成するための個別の条例は、制定はしておりません。あくまでも総合計画については、村のあるべき姿を具現化するための施策と、基本的な方向性を示すものでございますので、これを今後、実施計画に基づいた計画を個別計画として策定し、実施に各課が移していくということにしておりますので、現在そのような方法をとっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、将来を見通したというだけの振興計画だと言うんですね。では、見通したのはいいけれども、具体的に見通したやつを誰がどのような形で、どのようなプロセスを経てそれを実現していくんだということはどうするんですか。みんな無責任なんですよ。餅は絵に描くけれども、食えない餅なんです。

だから、結局このようなことのないように、国土交通省はきちんとやっているでしょう、いいですか。その策定をした計画に沿って取り組みを実行している段階で、さまざまな要因により計画検討時点の想定と乖離が生じることが少なからず起こるから、取り組みにより最大限の効果を得るためにも、定期的に計画の進捗状況を点検し、場合によっては計画内容や対策の見直しなど適切に対応していく必要があるんだと、国土交通省は言っているんですよ。

我が西郷村の人口が2万人を超えたということで、先日、村長さん方も大変はしゃいでおられましたけれども、現在は、何かまた2万人を割ったような人口の村と、あれを見るとなっています。

我が西郷村の山河は、平成23年3月の東京電力の原発事故によって放射能に汚染されてしまった。そして、村の尊い阿武隈川の源流さえ汚染されて、川で泳ぐことも川の魚を食べることもできなくなってしまった。その自然の恵みである山菜も、大半が放射能汚染され、食べることができない状態になっているんです。

そんな中で、国や福島県が進める再生可能エネルギーの政策のもとに、我が村には大規模な太陽光発電施設の設置が、羽太地区や真船地区、そして小田倉地区などで聞こえてまいります。そして、村のすぐ北側のゴルフ練習場やゴルフのミニコースがあ

る30町歩のタイキの土地の開発計画など、西郷村振興計画を大きく左右し、必然的に振興計画を見直さなければならない状況が生まれてきていると私は思っておりますが、これらの状況の中で、何ら村の動きが見えない。当然これは原発事故があって、この状況、この村の振興計画に大きな影響が出たわけですから、これはもう一度見直していく必要があるわけなんです。

この見直しをするに当たっても、これ法律では、きちんと地域の方々のご意見を聞いて、そして地域の方々と村民と協働でつくりなさいとなっているんです。それが、いわゆるただ雲の上だけで、形式的に委託会社に振興計画をつくる委託をしてそれで終わり、絵に描いただけと。具体的に、ではそれをどう実施して実現していくんだという、条例も規則も何も制定しないという、こういうことでは私はいけないと思うんです。目標を決めたならば、目標に行くために、新幹線で行くのか鈍行で行くのか、車で行くのか、果ては、新幹線で行くんならば何人で行くのか、いつ行くのか、何時に出発するのか、そういった具体的なものを決めて事業に取りかかっていたら、実現できないです、こういうものは。

例えば今、担当課長は、いわゆる総合振興計画は先を見通してとお話しされました。だから条例をつくらないと言っているんですが、では、岩手県の滝沢村ではこういうことをやっているんです。行政区ごとにワークショップを開催して、地域デザインを策定して、各地区に設けたまちづくり推進委員会が主体となって、ハード、ソフトにわたる活動を展開していますというんです。また、総合計画で「めざそう値」という目標値を設定し、施策の進捗状況を随時公表することにより、住民のまちづくりに対する意識の醸成を図っていますと言っているんです。常に住民を巻き込んでいるんです。巻き込んで、ともに一緒に、この目標を立てた村づくりをやっていきましょうとやっているんです。文化の問題もそうですよ、やはり一緒です。農業問題もそうなんです。これをやっていこうと言っているんです。

それが全くできていないのが、今、西郷村の現状なんです。ただ目標を立てているだけの話です。実際にそういうことを、国土交通省もきめ細かにやりなさいと言っているんですよ。そういう中において、その上で西郷村の場合は、議会や住民にこの振興計画の進捗状況の公表はおろか、振興計画の議決権を有する議会に対しても、何らの協議や報告もありません、現在のところなんです。もちろん、西郷村振興審議会の開催さえありません。このような状況は、住民と行政が一体となったまちづくりにはほど遠く、残念でなりません。選挙でよく言います。住民と一緒に村づくりをしましょうと。全く住民と一緒にないんです、これ実際現実が。

西郷村の振興計画に対する目標は達成されているのか、担当課長、振興計画に対する具体的な成果は上がっているのか、具体的にお示しを願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 先ほどの質問の第1点目で、振興計画の策定に関しての村民の参加でございますけれども、第3次総合振興計画策定をしたときも、村民の村づくり組織である村づくり委員会を策定しまして、この第3次総合振興計画を策定し

ております。今後、第4次計画を策定するに当たっても、村民参加による組織を立ち上げて、村民の幅広い意見を聞いていくと。また、アンケート等によってもこのような対応をしていきたいと思っております。

第2点目として、振興計画の進捗状況の件に関しては、この辺については、各課で立ち上げる事業の振興計画の中で、立ち上げて実施しているかと思っておりますので、先ほど振興計画のそういった評価をしているのかということに関しては、今後、新たな計画を策定していく中で十分評価はしていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、課長から各担当課のほうでやっているんだろうというお話がありました。しかし、そのような無責任な答弁では、私はいけないと思うんです。やっているんだろうではなくて、やってきたその成果を、各担当課がやってきているのであれば、それを全部企画財政課のほうに集約をして、それをきちんと取りまとめをして、つくった振興計画がどのようになっているのかということを確認をして、足りないものはまたプラスをしていく、直していく。そういった作業が必要ではないですか。それが全く各課で上がってもきていない。そして、担当課長もわからない。ただ、丸投げ、放り投げの状況です。これでは、いくら振興計画をつくったところで、どのような立派な絵を描いたって、これは村民には何も利益にならない。ただのいわゆる委託会社に絵を描かせるための委託料の無駄遣いですよ。

私は、きちんと振興計画がつくってあるのであれば、その振興計画に責任を持って、当然これは実現に向かってやっていく。そして、村民にもその振興計画で、必ず村長は、私の村づくり、こういう村づくりをしますよということを、もっともっとアピールしなければならない。そして、示さなければならないんです。村民はそれを待っているんですから。そういったものが見えないのが今の村のいわゆる姿、行政。担当課長からはそのような答弁です。

例えば、今、各担当課でやっているだろうという話がありました。それでは、農政課長、ちょっとお伺いいたします。この村の振興計画に沿って、農政課のほうで今までやってこられた、また、制定されてきた条例等あればお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

農政課につきましては、条例というふうな形ではございませんが、県の農業振興地域整備基本方針に基づきまして農業振興地域整備計画を策定しております。また、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というようなものを決めてやっております。さらに、振興計画の中にハード面というふうな形でまとめているものがございまして、ハード面につきましては、道水路、農道とか水路の整備というふうな形で整備している。ただし、先ほど申し上げましたように条例についてはございません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 残念ながら、今、答弁されたことは、別に村の振興計画がなくてもあっても、これは必ずお上からのものでやらされている問題であって、この村独自で、村がつくった村づくりの振興計画に沿った条例というのはつくっていない。まことに残念です。

それで、例えばある市なんです、村の農業委員会でも今、荒廃農地、それから遊休農地について、ああこうだ、問題だということでやっていますし、担当課長もこれから農業問題をどうするんだとやっていますが、ある市では振興計画に沿って、平成19年度よりリビングゾーンにある耕作放棄地2,200平米を村が借り受けて市民農園を開設し、約50平米を1区画として有料で貸し出している。そして、年間4,000円です。村としては、この事業を通じて、これまで農業に縁のなかった人たちに農業への理解を深めてもらうと同時に、農地の荒廃防止の効果を狙っている。現在、農園の借り手は都市部から移住してきた高齢者世帯や若年世帯が中心で、ほぼ全ての農園が貸し出されていることから、今後さらに市民農園の面積を拡大する予定であると言っているんです。

それから、国土利用計画によっても、森林保全ということで長野県が推進しているらしいんですが、森林（もり）の里親促進事業として、そして市に賛同した企業と森林の里親契約を締結し、この資金を活用して、村有林の下刈りや苗木の購入、植樹を行っている。この取り組みは環境保全にとどまらず、企業団体のボランティア活動や都市住民との交流の場としても活用されているということで、こういったさまざまな振興計画に沿った取り組みがされているんです。

だから、放り投げておくだけではなくて、具体的に一つ一つ、やはり小さなことであっても地域住民と話し合いをして、その地域でできること、また、その事業についてできる方がいればお願いをして、具体的によりよい村づくりのために人材を活用すべきだし、お願いしていくべきだと。多くの村民は恐らく、ボランティアでも村づくりであれば協力する人がたくさんいると思います。

そういう中で、今、私、農政課の条例が何かないかと思って調べてみたところ、いわゆるこれは平成7年ですか、菊地村長の時代に、このような条例をつくったんです。西郷村農業法人支援センター設置要綱という要綱をつくったんです。この西郷村農業法人支援センターの目的は、法人化相談窓口の開設。法人設立コンサルティング事業のあっせん、法人化などにかかわる各種研修会、セミナーの案内、法人経営コンサルティング事業のあっせん、法人化などにかかわる情報の収集、提供及びその他関連活動、農業者の法人化などに関することということで、これ農政課に置くということでできています、要綱は。これが実際どこまで今、運用されているかは別として、これ平成7年にできているんです。ところが、こういった問題があっても、具体的にこれが目に見えてきていないです。

それで、もう一つは、今、村の若者が軽トラ市とか、いろいろなアグリ何とかということで頑張っています。農業振興をしよう、自分たちの生活を確保しよう、農業で食っていこうと頑張っています。ところが、この方々が頑張れるための支援す

る条例が何にもないんです。要綱もなければ規則もないんです。だから、いくら住民が頑張ろうと思っても、やはり自分たちには限界があるんです。能力的にも資金的にも限界がある。だから、それをいかに支援していくかということは、きちんと行政側で先導役として条例をつくり支援する。資金的なものも含め、補助制度もつくり、さまざま条件を付けてやっていく必要があるんです。

これらが全然、振興計画にあるにもかかわらず、何もやっていないのが現状なんではないですか。担当課長各課でやっていると言っているけれども、やっていないと私は思いますよ。ましてや、これだけ農業問題で大きな、米価が下がって苦しいという中で、また、放射能の問題で、風評被害で、作物も売れないという中で、ますます農家は苦しい所得になっているわけですから。

これを打ち破るためにどうするんだと言うから、私は振興計画を見直ししろと。見直したらいいのではないのか。そして条例をつくって、どんどん農家の方々が働きやすい環境、頑張れる、いわゆるそういった条例をつくるべきだと私は思うんですよ。それを私はやるべきだと思います、村長。

時間ですか、ここでは、一旦休議。

#### ◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

#### ◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

ご質問の法人の育成、また、軽トラ市を開催している若者たちの育成にどのような形で臨むのかというようなお質疑なんです、法人化につきましては、おのの法人化をそろそろしたいというような方々が出てきた場合、うちのほうも一緒になって聞きまして、農業公社に法人化に向けた指導をするところがございますので、その辺を紹介しながらやっていっているつもりでございます。

今までにつきましては、雪割牧場とか鶴生ライスグロウイングさん、あとは、菊池組さん、西の郷産業ということなんです、あとは羽太地区、平成26年度で1つ、また、平成27年度で阿部牧場さんがやりたいというふうな形を聞いておりますので、相談しながらやっていきたいと思っております。

また、軽トラ市のことにつきましては、農産物販売促進協議会というところの組織に所属しております若者の農業者が実施しております。そこにつきましては、私どもも一緒になって軽トラ市をやっているとともに、6次化の方針というふうな形、その青年のお店、西郷アグリネットワークがやっておりますので、福島県の補助事業等を入れてやっております。「ほっとする、ふくしま」新農業人応援事業となっております。



す。これにつきましては、先ほどの条例という形ではありませんで、補助金交付要綱にのっとってやっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 西郷村においてもやはり少子化、そしてまた、農業従事者の減少と。いわゆる若者が元気がなければ村の元気はありません。そういう意味で、そういった村の担い手の方々についても、よりわかりやすく、あと、より頑張りやすい、そのようなシステムづくり、環境づくりは私は必要だと思います。

ですから、そのようなことから見れば、やはり農政課長、頑張ってください、そして村独自のいわゆるこれだけの広大な敷地があるわけですから、また、ほかの市町村にないものがあるわけですから、それらをいかに活用し、また、生かしていくか。そして、ましてや今なんか、地場製品の販売も、軽トラ市をやっているところが健康推進課の駐車場だとか、折口原の民間の土地を借りてとかやっておりますが、こういったことしかできないような村の行政支援というのはいかがかなと思います。もっと積極的に、村もどこまでかかわるかわかりませんが、やはり彼らが自立できるまできちんと育てていくことが私は必要だと思います。それは、お金だけではないと思います。そういう意味で頑張ってくださいと思います。

結局こういった振興計画についても、長々やってまいりましたけれども、そこで私としては提案があるんです。西郷村総合振興計画には、いわゆる所掌事務として、総合計画、工業化計画、それから観光開発計画、商業振興計画、公害防止の規制に関すること、総合的な村づくりに関することが列挙されておりますが、これらの計画が今、どこで誰がどんな政策を練っておられるのか。振興計画の議決機関である議会議員は誰もわかっていないと思いますので、定期的に進捗状況を報告する義務も担当課にはあると私は思います。それに伴って、振興計画が住民との協働作業で作成されるという基本原則を重視し、もっと村内のさまざまな機関や団体と協議し、時代に沿った見通しを図っていくべきではないかと思います。

そしてまた、最後になりますが、国土省の言う持続的可能な国土管理の実現には、国、都道府県、市町村という公的主体や土地所有者のみならず、住民一人一人がさまざまな形で地域づくり、まちづくりにかかわっていくことが不可欠ですが、とりわけ地域が抱える多様な問題に直に向き合いながら、住民等との協働による地域づくり、まちづくりを先導する市町村の果たす役割は極めて大きいものだと考えられますと言っております。企画財政課長、よく国土交通省の言われているこの趣旨を踏まえて、より一層そういった方向に進んでいっていただきたいということをお願いをして、この質問を終わります。

次に、村の子育て支援と高齢者福祉についてお伺いをいたします。

原発事故があってから、我が村の子どもたちは体力の低下はもちろん、学ぶ、遊ぶ、生活する環境の悪化ははかり知れないものがあります。このような状況だからこそ、西郷村は独自の知恵を持って、西郷村の子どもたちを守っていかなくてはなりません。

そういう中で、西郷村が現在行っている子育て支援、計画中の子育て支援策をお知らせいただきたいと思います。その中で、村独自で行っている子育て支援、また、国・県等の補助政策による子育て支援、分けてお知らせを願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、15番佐藤議員の一般質問にお答えします。

ただいまご質問の子育て支援の状況、その中で国県補助事業、単独補助事業ということで、区分して答弁するようにということかと思えます。

まず現在、村の子育て支援、福祉課の児童福祉係のほうで担当しているところでございます。子育て支援につきましては、1つは、施設での支援ということで保育園。保育園は村、あと指定管理社会福祉法人で3か所ございます。あとは、児童クラブです。児童クラブは各小学校単位、あと川谷の小学校につきましては、保護者会への補助事業ということで各小学校単位でやっています。あと、屋内の遊び場ということで、議員おただしのように、放射能対策で外遊びができないというふうな子どもさんたちを対象として、現在、1日3回に分けて実施しているところでございます。それで、遊び場につきましても、おかげさまをもちまして、先週の来場者、保護者さん、子どもさん、合わせて10万人の達成という入館者の数を見ました。それら施設の運営につきましては、国県補助金。遊び場につきましては、県の放射能関係の補助金をいただいで対応しているところでございます。

あと、もう一つは、給付型というふうな子育て支援でありまして、それは1番は児童手当でございます。ご承知のように、児童手当につきましては国・県の補助が入って、あと村での負担分を上乗せしまして、これは法的な金額で支払っているところでございます。あと、もう一つ給付では、乳幼児の医療費の無償化ということで、ほかの自治体に先駆けて実施してきております。直近では、平成24年から福島県の原因の基金を利用しまして、高校3年生、18歳までに拡大しております。その2年前には中学校までということで、近隣市町村からすれば、早目に実施しております。高校の医療費の無料化につきましても、本来、その対象は下半期の10月からだったのですが、村では4月から先行してやれというふうな村長の指示で、半年前倒ししてやっている経緯がございます。

あと、現在、医療費につきましては、未就学につきましては、県の補助事業を用いています。あと、小学校4年生から高校生までは、先ほど申しましたような原因の基金で、それは一部負担金10割の補助でやっております。ただ、小学校1年生から3年生までは、まるっきり補助はありませんので、それは村の単独でやっております。

あと、もう一つ、子育ての支援ということで、1つは、保健婦さん等による乳幼児の全戸訪問です。あとは、子育ての相談、そういうのをやって、育児に悩んでいるお母さんの相談等に乗っています。あと、村では、社会福祉協議会のほうに委託をしまして、つどいの広場を開設しまして、月曜日から金曜日、それらお母さんの悩み事とか交流の場とかということで子育て支援をやりまして、その中でいろいろ親御さんの悩みとかそういうのに対応しているところでございます。

概略については以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 福祉課長からきめ細かにご答弁いただきまして、カンニングペーパーなくて、頭の中で計算して、また言葉を発しておられましたので、頑張っておられるということで了解いたしました。

今後、これから新しい子育て支援、ではどういうものがあるかなと思うんです。特に、国や県任せではなくて、やはり村として、西郷村の子どもたちは特異な場所に住んでおるわけですから、どのような新しいご施策をお持ちか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

それで、ただいまのご質問のこれからの施策ということなんですが、現在国のほうの子ども・子育てに係る大きな転換期で、来年4月から子ども・子育て新制度が始まる予定でございます。予定ではなくて、実施いたします。予定というのは、当初私らが国・県の説明を聞いているのは、来年10月からの消費税のアップです。それをもって、4月から7,000億円プラスアルファを投じて実施して、子育ての量と質を拡充していくというふうな話だったんですが、今回1年半先延ばししたんですが、子育て支援については、4月から予定どおり実施していくというふうな指示が県のほうから入っております。

それで、村のほうでもそれに合わせまして、ニーズ調査をやりまして、あと、来年4月から対応できるように、9月で保育園、幼稚園、あと新しい小規模保育園とか児童クラブの条例を可決いただきまして、今、進めているところでございます。それで、4月から大きく制度が変わりまして、保育園、幼稚園、そういうもののまず規模の拡大、質の向上ということで、質の向上については、昨今の新聞を見ますと、予算がなかなか難しいということなんですが、要望のニーズに合わせてそれらを拡充するような形で進めたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間の関係でちょっと急ぎ足になってしまうんですが、また、もう一つ懸念されることをお伺いしたいんですが、これ今、村の人口増加率は県内一だということで、大変名誉なことだと思うんですが、一方で、役場の隣に今計画されております大型の宅地造成工事ですか、これが400世帯新しく宅地分譲するというお話も聞いております。この400世帯ができると、ここに住まわれる方々が高齢者なのか、または子持ちの若い方なのかわかりません。いずれにしても、幼稚園の問題、保育所の問題、それから学校の問題、あと介護施設の問題、さまざまな問題がこれから提起されてくると思います。そういう中で、企画担当の財政課長のほうでは、これらについての事前の対策、何か考えておられるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまのご質疑ですけれども、400世帯の計画が今、事前協議として入っているということで聞いておりますが、今後どのような計画の進み方が示されるのか、まだその辺の具体的な内容を聞いていませんので、そこまで中身を企画のほうで検討しているということはまだやっておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ご理解はできません。やはり行政というのは、昔は日進月歩と言いましたが、今は秒進分歩というんですか、本当に早いです。ですから、もう具体的に事前に察知したなら、それらについても具体的な対策を練って事前の準備というのが私は必要だと思います。ぜひ、全てにおいて一事が万事です。やはりスピーディーな行政を図っていただきたいと思います。なってから心配するのではなくて、なる前からそれを十分に審議してほしい。ただ単に、人口増加が2万人を超えたというお祝いばかりではやっていられないと思います。

ところで、時間の関係で進みますが、介護保険料が福島県内で2番目に高いと言われておりますが、実際のところその順位はどのようになっているのでしょうか。また、今後の西郷村の介護保険料の推移はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

介護保険料ですが、西郷村の介護保険料は県内で上から2番目の額になっております。今後の推移ですが、一応、次期計画は来年度から3か年なんですけど、これにおいて大体基準額で500円ぐらい上がるというような試算を今のところしております。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 当然そういうふうになってくると思います。そしてまた、今も申しましたけれども、村に社会増している人口というのはかなり多いんです。世帯も多いです。ですから、これからどんどん若い人たちが住めば、介護というのは少しはいいんですが、高齢者になって、やはり少し静かなところに住みたいとか、居心地のいいところということで、高齢者が西郷村に入って住まわれてくると、非常に大変なことがまた発生することがあります。これもやはり簡単に手をこまねいているわけにはいかないと思います。

この介護保険料も、昨年ですか、ランクを上げて値上げしたということで、一般会計から繰り入れをして多少ならしをして、保険料を平均化したというふうになっておりますけれども、今後この一般会計からの繰り出し、繰り入れを行うのかどうなのか、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 村のほうの助成のことですが、今、行っているものは、激変緩和で従来の今期の保険料、それに対して個人的にアップ率が高い部分が発生し

ました。それに対しての平準化をやっているということでございますので、次期計画においてはその辺も踏まえて、そのような形にならないようにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） とにかくこの介護保険料は大変な時代を迎えると私も予想をいたしております。そういう中で、この介護保険料を一生懸命納めてきて、そしてある程度高齢者になって、私も高齢者ですが、今度介護を受けるという時期になったときに、では、本当に介護を受けられるんですかということです。特に、介護施設に入ることがすごく今は至難のわざであって、介護施設に入れないがために家庭崩壊、そういった問題がますますこれから出てきますし、現実として大きな問題になっております。

それで、実際は年金もそうなんですが、介護保険料を納めていて、納めた方が実際介護を受けよう、介護施設に入りたいときに入れないというのは、私は一種の裏切り行為だと思います。そういったものをなくすために、やはり村は事前に長期にわたる策を立てて、これはそういう介護施設にしても介護事業についてもきちっとして、まだまだ中身を精査して対策する必要があると思います。

村長にお伺いをいたしますが、前回のときも何か特別な施設はないというお話でございましたけれども、今後、介護施設に入れない待機高齢者の方々に対する対策というものはどのようにお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 保険料を納めていてもなかなか入れない、現実にそういう問題が起きているわけでありまして。どのようにそれに対応するかと。保険料を納めれば、後でちゃんとした安定した入所が確実であるというのが一番いいわけでありまして、なかなかスピードと、それから財源の問題、容易ではありません。今、ご指摘のように保険料は上がっていく、当然施設が増えて、そしてこの施設の入居者が増えれば、介護料が上がっていくのは当たり前の話であります。どのようにするかということです。

広域型と地域型、あるいは三位一体、医療、保健、それからその他のサポート、こういったものを目指して10年前からやってきましたが、これからは実需といいますか、やはり人数が増えていきます。我々団塊の世代が一番そこに大きな意味を付加するわけでありまして、そういったものの対応。1つは、介護の施設に入居することをどう防いでいくかという予防の問題。2番目は、本当に待機している人をどのように救うか、やはりこの広域型と地域型、そういったものも出てくるだろうと。それもできる限り、年金との関係があります。子ども、あるいは親類縁者のお世話になって施設に入るといったことが、今までの年金で賄えるといったものであれば一番望ましい。

そのためにはということになりますと、やはり公的な負担が出てまいります。国もあるいは村も負担して、そういった施設をとというふうに今後なっていきますので、そ

ういったものが、国費の場合は消費税と言っている社会保障の今回の問題もあるわけです。村は税収を上げて、その分負担を軽減していくといった、大きな意味でいうと北欧型にならざるを得ないというふうになります。ただ、今の日本の仕組みはそう簡単に北欧型に行くことはできませんので、それは負担と、それから施設の増加あるいは居宅、みずから介護になることを少なくする。この3つによって解決するしかないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間の関係もあって、急ぎ足になってしまいますけれども、ただ、今、村長の答弁では具体的な政策、施策が全く見えてこない、一般的な論評だけになっております。それでずっと延々と行ってしまったんでは解決になりません。

特に私が思うのが、いつまでもこのまま行けば、介護保険料も上がるし施設もないという状況が続きますから、これを打破しなければならない。そのためには何をするかですよ。私は特別大きな案は持っていませんけれども、とにかく今必要なのは、介護にならない、受けない、でも生きていられる状態、これが一番幸せだと思うんです。だから、介護予防について徹底的に力を入れてほしい。介護予防です。そして、特に介護予防の中でも、体を動かす、温泉につかる、さまざまなものがあると思いますが、私はそういう中でちやぼランド西郷とアクティブセンター西郷を、ある意味介護の予防の施設として、私はリニューアルしていくことも一つの方法かなとは思っています。

今度、文教厚生常任委員会でもそういった意味で、1月にそういった介護予防も含めた老人の健康施設としての場所に研修へ行ってまいります。とにかくあのちやぼランド西郷も、いつまでも営業赤字を出してどうこうではなくて、やはりもう思い切って介護予防施設としての機能を持たせていくことも、考えてみることも必要かなとは思っています。

それから、もう一つは、老人の介護、また、その医療を助けていく。その上では財源がなくてはなりません。そのためにも積極的に、やはり村の振興計画を見直しして、その中で工業団地を村につくると。工業団地をつくって、そこに企業を誘致する、そういった具体的な施策も練って、財源の確保、予算の確保、計画を立てていただきたいと思います。そういった意味で、私は今日の一般質問が、ただ佐藤議員が言ったではなくて、この私の言った言葉の中から10分の1で結構ですから、1つでも2つでも、ごもっともという意見があれば、それを具体的に進めていただきたいと思います。

そして、教育長にもお話ししますが、私は「山河」という歌が大好きなんです。これはなぜかという、やはり自分の生きてきた心情、そしてまた、自分の生活、人生、その中に、自分で生きてきた足跡をきちんと残して、それを自分の愛する家族に認めてもらえるようなものを残してほしいという歌だと私は思います。ただ、教育長も教育長として、長年、村の教育行政を担ってきたわけですから、文化の問題についても、ああ、あの加藤征男教育長がいたからこれができたんだ、こういうふうによくなったんだ、本当に福島県で一番文化の薫りが高い村になったんだという、そういった村づ

くりをぜひやっていただきたいなと思います。

あと、担当課長も4月、3月いっぱい定年退職されて、まことに惜しいんですけども、どうか最後の大事な仕事として、後継者にそういったものを残していくと。自分の思いも含めて残していく。お考えを残していくような、どうかご努力をしていただいて、お話し合いをして、須藤財政課長の足跡をぜひ西郷村政の中で、行政の中で残していただきたいと思います。

そういうことで、私の一般質問が無意味に終わらないことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

続いて、通告第2、3番南館かつえ君の一般質問を許します。3番南館かつえ君。

◇ 3 番 南館かつえ君

1. 期日前投票について
2. 子育て支援について
3. 地域包括ケアシステムについて

○ 3 番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 点目といたしまして、期日前投票についてお伺いいたします。

期日前投票は、皆様もご存じのとおり、2003年多くの選挙で投票率が下がり続けていました。その投票率を上向きにする狙いから導入されました。投票日当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票できない有権者が、前もって投票できる制度でございます。期日前投票は、全国的に20%が利用していると新聞紙面にも出ていました。現在、衆議院選挙も公示になり、今日も期日前投票が行われていると思います。

そこで、最近の期日前投票の状況はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山崎 昇君） 3 番南館議員のご質問にお答えいたします。

期日前投票ということで、最近の期日前の投票の状況がどうなのかというおたただしでございますが、直近の選挙としまして、10月26日の福島県知事選挙がございましたが、そのときの全投票者数における期日前投票者数の割合としましては、33.85%、約3分の1が期日前投票の投票者となっております。

導入当時、平成15年度に導入されたわけですが、平成16年当時は12.2%ほどでしたので、数字的には倍以上の方が期日前投票を行っているということになります。

○議長（鈴木宏始君） 3 番南館かつえ君の再質問を許します。

○ 3 番（南館かつえ君） 西郷村の期日前投票は、入場整理券を持参して受付をして、宣誓書のコピーをもらい、宣誓書に名前を記入し確認してもらい、それから投票用紙をもらい投票します。投票所によっては、この宣誓書をもらうまでの待っている時間に緊張する人もいるそうです。また、投票用紙に書くときも緊張し、手が震える人もいます。そういった人たちのために、自治体によっては投票入場券のはがきの裏に既に宣誓書が印刷してあり、自宅で記入が可能、それを投票時に投票所に持参し、事務手続をスムーズに進めているところがあるそうです。また、入場整理券の裏側に印刷するのではなく、宣誓書そのものを封書で入場券と一緒に郵送しているところもあるそうです。また、市のホームページからその宣誓書をとることができる自治体もあるとのことです。

そこで、西郷村も、特に高齢者や障害者、そしてその場での記入に戸惑う方々への配慮として、事前に自宅等で必要事項を記入し、その宣誓書を投票所に持参してすぐ投票できれば、受け付けもスムーズになると思います。さらに、職員の人数も減らせると思いますので、取り組んではどうかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山崎 昇君） お答えいたします。



現在、村のほう、不在者投票システム、あるいは期日前投票システムということで、コンピューター処理のシステムを導入しております、皆さんもやられている方はご存じかと思いますが、来て、受付をしますと、その場でプリントアウトをしまして、名前だけを書いていただければ投票できるというシステムになっております。それで、以前に関しましては、氏名、住所、生年月日、それから当日来れない事由とか、そういったものを記載していただきまして、ちょっと待ち時間が長くなるということもございましたが、このシステムを導入しましてからは、比較的待ち時間も少なく、氏名だけの記載でありますので、今のところスムーズに期日前投票ができておまして、このシステムを使っていきたいということでご理解いただければと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 今、後ろのほうで「楽だった」というお話があったんですが、でも実際やっている方が、待っている時間でも緊張する、また、書くのにも手が震えて緊張するという方々もいらっしゃるそうなんです。自宅で名前を書いて持ってきて、すぐ受付できれば本当はいいんだけどもという方たちもいるということは、頭に置いていただきたいと思います。

それで、期日前投票については、全国で投票しやすい環境づくりのため、新たな期日前投票所の検討がなされていて、駅やショッピングセンターなどで投票所を開設する動きが見られます。また、南相馬市では道の駅に期日前投票所があり、多くの人の出入りがあり、とても喜ばれているそうです。

我が西郷村も、多くの皆様が投票所に足を運べるように、投票率アップも含め環境づくりをしていかなければならないと思います。西郷村は投票率が悪いですが、その反面、期日前投票は全国平均より上回っている。今後どういう対策をとるべきかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山崎 昇君） お答えいたします。

確かに、西郷村としましてはかなり投票率が低いわけなんです、福島、それから郡山、そういったところとある程度投票率が同じような数値になってくるということで、以前から投票率の低さというものも言われておりますが、北部に関しましては、比較的まだ投票率のほう、それほど低くはなっておりませんが、南部のほう、駅周辺、それからインター周辺、役場から東側といいますか南側、その辺が投票率が低いということで、アパートに入っている人等がなかなか選挙のほうに来ていただけないということもございまして、そういった点で投票率が下がっているところがございしますが、おただしの期日前投票に関しましては、数字がごらんのように上がっておりますが、それでもやはり若年層の方がなかなか投票に来られないということで、対策、パンフレット等成人式に配るとか、それから、選挙に来たことがないような方もいらっしゃると思いますので、投票所の場所等を裏に印刷したりしてやってはきましたが、なかなかおっしゃるように投票率が上がらないのも現状です。

それで、期日前投票の投票所に関しては、複数設けている自治体もございます。しかし、ちょっと今のところ、役場のプレハブでしばらくは実施していきたいと考えておりますので、その辺は今後の検討課題にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） 皆様が足を運べるように、これからも対策をとっていただきたいと思っております。

次に、2点目の質問に入ります。

子育て支援についてお伺いたします。

ホームスタートについてですが、ホームスタートとは、未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けたボランティアが訪問する家庭訪問型子育て支援でございます。導入国では有効な、虐待1次・2次予防対策の一つとして、国や地方自治体の子育て支援策として位置付けられております。週に1度、2時間程度、定期的に約2か月から3か月間訪問し、滞在中は友人のように寄り添いながら、傾聴、お話を耳を傾けるや、協同、育児や家事を一緒に行う等の活動をいたします。親が心の安定を取り戻し、地域へと踏み出し、ほかの支援や人々とつながるきっかけづくりも応援します。このような支援はこれからますます大切になってきます。

先日、白河市のホームビジター養成講座のチラシを目にいたしました。このチラシの内容は、8日間の講義を受けて研修したメンバーが、担当者から指示をもらい家庭訪問をして、親の気持ちに寄り添いながら効果を出す支援でございます。悲しいことに、毎年児童相談所に寄せられる児童虐待の通告は、増加をたどっております。虐待等が発生する前に予防することが大切です。

このホームスタートは、家庭訪問型子育て支援です。家庭に入ることにより、さまざまな家庭内の潜在的な問題を発見したり、その発生を未然に防ぐ効果もあります。実際利用者からは、訪問してくれた方、ボランティアは、一方的指導や押し付けがなく、かといって義務的でもないなど、絶妙な距離感を保っていたのでよかった等の声が寄せられているそうです。これは、ソーシャルワーカーが行う専門的な援助関係の形式とも共通しているということです。

また、親の心の安定が、小さな子どもの健やかな育ちには欠かせません。ホームスタートは、従来の施策の中で抜け落ちている、ストレスの高いひきこもりがちな親に直接働きかける支援でございます。親にとっても子どもにとっても、最もくつろげる場所である自宅やその近辺へ出向いて支援をし、一緒におしゃべりする、親と一緒に何かをする。このことで、親の気持ちに直接働きかけます。いろいろお話ししましたが、このような支援、ホームスタートを村としても取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 3番南館議員のホームスタートについてお答えいたします。

ご指摘のこの事業につきましては、今後、日本がどのように少子高齢化に対応する

かといった意味で、まず少子、あるいは生まれてきた子どもの、今、虐待の話がありました。こういったものをどうケアをもってクリアしていくのかと。こういった社会体制をつくっていくのかという点で、非常に重い意味を持っております。

この事業自体が40年も前にイギリスから始まったと。サッチャー語録あるいはサッチャー自伝等を読んでいますと、やはりイギリスは、チャリティー、ボランティアといったところが非常に盛んでありまして、かつこういった動きといったものがフランスにおいて、既に合計特殊出生率に近づく、あるいはそれを超えるといった社会体制づくりに成功している国から見ますと、今の日本においては、まさしくご指摘の点、非常に大事な点だというふうに思ってお聞きしておりました。

村ではこれまで、つどいの広場、いわゆる場所を提供して、そしてそこに集うといった形ではありますが、議員のご指摘はホームビジターであります。ここの部分につきましては、やはり子育てにおいて非常に難しい部分、なかなか相談する人がいない、あるいはその技術、あるいは児童心理学、いろいろなことについて非常に困っているといった方々がいるわけでありまして、これをいち早くキャッチする、あるいはそういったご指摘の訪問するオーガナイザーといった方々の能力の高さ、あるいは支援の輪によってこういった問題を解決していくということですので、このご指摘の点については、いずれ日本国中で、あるいはもちろん西郷村も含めて、広がっていくだろうというふうに私は思っております。

こういったことを踏まえて、ご指摘の点につきましては白河等もあるというふうにお伺いしましたので、全国もう何ヶ所もいっぱい日本にはあるそうですので、いろいろ調査しながら、そしてその実施、あるいは拡大に向かって努力してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） このようなボランティアは、研修を受けなければできません。今、村長もおっしゃったとおり、白河市ではホームビジター養成講座の参加者を募集していて、西郷村にもこの養成講座に申込みをして研修を受けたお母さんもいるそうです。でも、せっかく研修を受けたのに、西郷村ではこのホームスタートの支援ができていないので、白河に住んでいる親子のところに派遣され、家庭訪問をし、ボランティアで活動をするそうです。福島県では11の自治体が取り組んでいます。11月18日にテレビで報道されていましたが、NPO法人と自治体が連携をとることが大事だと話しておりました。また、保健師さんが活動を支えているということですが、このようなボランティアの方々がいることによって、保健師さんの負担も少し和らげるのではないかと思います。

実際、西郷村のお母さんで、西郷村に引っ越しをしてきて、西郷村で赤ちゃんが生まれました。夫は仕事に行ってしまうために、日中は1人で子育てをしている状況です。実家の母は亡くなっていて、義理の母には頼れない、どうしようと悩んでいたお母さんがいました。そのときは不安で、子どもと一緒に泣いていましたと話していました。このようなお母さんのために、このホームスタートの支援があるのではないかと

と思います。

現在、西郷村は新しい家がどんどんできています。子どもたちも増えるかもしれません。実際増えています。待機児童がいると聞いています。このような親子の手助けとして、このホームスタートの支援が必要です。もし村としてできなければ、白河市と連携して西郷村にも家庭訪問していただける体制づくりをしなければならないと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先行している白河のお話ありがとうございました。白河市では、平成25年8月、NPO法人しらかわ市民活動支援会によるホームスタート・しらかわが開設されたというふうに聞いております。オーガナイザー2名、ホームビジター14名体制であるというふうに聞いております。

今まで地方は垣根があまりなくて、こういった子育て支援については、西郷村が先発したり、あるいは白河と連携したりいろいろやってまいりました。

先発している白河市につきましては、委託事業で行っているということでございますので、この先発隊、それから行政との連携も含めて、あり方あるいはやり方について今後も探ってまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） この体制が整いましたら、公共施設やショッピングセンターにこの支援があることをお知らせするためにも、人の出入りの多いところや、目に付く場所にチラシを置いたり張ったり、この支援の広報も必要なことです。西郷村で子育てができてよかったと言ってもらえるように、しっかりとした体制づくりをお願いいたします。

次、3番目の質問に入らせていただきます。

地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される制度であり、互助ネットワークの形成へ向けた第一歩となります。

2025年には、高齢者人口は約3,700万人、高齢化率が約30%、全世帯の4分の1が高齢世帯になる。しかも、認知症高齢者が470万人と推計されております。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要になってきます。要支援、要介護の皆さん、あるいは認知症の方々全てが、施設や病院で暮らすことはとてもできません。特に、東京など都市部では不可能です。住み慣れた地域で自分らしく暮らせる安心社会、さまざまなサービスを一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されない限り、この高齢化を乗り越えることはできません。

人口は横ばいで75歳以上が急増する大都市部、75歳以上の人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部と、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じております。

都市部と農村部では状況が全く違います。その状況に合った地域の包括ケアシステムのあり方を考えていかななくてはなりません。専門家だけでなく、元気な高齢者、地域の皆様も参画して、高齢者の生活を皆で支え合うシステムを改めてつくり上げる必要があると思います。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要です。地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には中学校区を単位として想定しています。この地域の特性に合わせたシステムづくりに、西郷村として今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 地域包括ケアシステムについておたがいでございます。

村の高齢者数の動向につきましては、平成22年の国勢調査による高齢化率が18.4%でございました。平成37年のピーク時には、65歳以上の人口が4,866人、高齢化率も25.1%になると推計しております。このような状況の中、高齢者が住みなれた地域で安心・安全にして暮らし続けられる地域づくりとして、介護だけではなく、医療、介護予防、生活支援、住まい、災害支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が急務であります。

村は、この地域包括ケアシステムの構築に向けまして、村内を3地区、北部、中部、南部に分けた高齢者福祉の総合窓口、高齢者の総合的な支援を行うことを目的とした高齢者福祉トータルサポートセンターを設置いたしました。これにより、受付、相談、調査、サービスを一体的に行う福祉コーディネーターを配置し、平成26年度は高齢者のうち要介護高齢者の実態把握を行っております。高齢者一人一人のライフステージに応じたサービスの提供を進めてまいりたいと思っております。

また、在宅医療は、地域包括ケアシステムの中核になるものです。そこで、介護との連携として在宅療養支援診療所を、ベッドがあったほうが望ましいと思っております、その開設の誘導、その医療機関と介護サービスの支援事業所、地域などの地域密着の基盤整備が必要となります。さらに、介護予防、高齢者支援としましては、高齢者本人への支援だけではなく、高齢者を取り巻く生活環境、地域、家族をも含めた総合的な支援が必要となってきます。

また、一方、地域包括ケアシステムの実施に必要な介護施設といたしましては、地域住民を優先する地域密着型の施設の整備が必要であり、小規模特別養護老人ホームなど必要な施設整備には、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に、公的介護施設等整備計画として盛り込んでまいりたいと考えております。この拠点整備とあわせて、生活支援事業として現在も実施している高齢者等見守り安心ネットワーク、外出支援事業、生きがい活動支援事業、軽度生活支援事業などの高齢者福祉策の充実も一緒に図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） この制度が完成すれば、24時間の定期巡回・随時対応型サー

ビスなど在宅の高齢者一人一人に寄り添った、世界でも例を見ないきめ細かい医療介護制度が実施されます。このシステムの構築へ向け、行政や医療、介護の関係者だけでなく、幅広く住民も参加、協力することによって、地域社会のきずなを強めていくことが重要です。

そして、今後最も重要な課題は、介護職の人材確保でございます。2025年には100万人が不足するという予測も示されております。介護職員のさらなる処遇改善に取り組むなど、福祉の現場を支える人材の育成や確保に全力で取り組まなければなりません。そこで、西郷村として介護職員の人材の確保はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 人数が増えていく、あるいは施設が増えていく、もちろん財源、その他の問題もありますが、やはり理念とすれば、この地域において、よく言われます昼の上で死にたい、そういった希望がなかったり、あるいは医療との一体化、介護にならないように防止のための運動。

今回私も4期目の選挙に当たりまして、PPK運動をやろうではないかというふう  
に思い立ちました。なぜでしょうかというふう聞かれて、やはり増大する団塊の世代、もう既に自分自身がその当事者として、いかなる終活をしていくのか。終活の中において、後輩といいますか後に続く者、保険料を納めて、かけた保険がちゃんと実行されない、それがなかなか難しくなってきたきそうである。そのためには、消費税の話もありましたが、しかし、人間は払うものは少なく、そしてリターンが多いほうがいいわけでありますので、これをうまく生かしていくということになりますと、そう簡単にはこれはいかないわけであります。

よって、1つは、健康で長寿、そして、あるとき人に迷惑をかけないで、そしていい生き方をしたいということを考えたときに、やはり食べ物、運動、そして生きがい、あるいは笑い、ストレス解消、いろいろな問題があります。これを総合的に考えていった場合に、既に答えといいますか方向性は、長野県において出ている。長野は長寿日本一であります、名実ともに。かつ、これまでの食生活、いろいろな塩分の問題、あるいは特有の風土病か、何が問題なのかといったことへのアプローチ、そういったものをいかによけていくのか、あるいは少なくしていくのかといったことを考えていきますと、やはりこれは村全体といいますか、社会全体が取り組まないと。

先ほどの少子高齢化も同じです。こういった問題はやはり教育から。あるいは、現在一番中枢にいる人々、そして、既にそれに遭遇してしまった方々、みんなが考えて取り組んでいく必要があるだろうということを考えて、提唱しようと思ったわけであります。

ただ、問題は、医療、介護のみならず、前段いろいろな病気を惹起する原因、今回ストレスも一つできました。あるいは、いろいろな現在の医療制度の問題もあります。そういったことをよりわかりやすく、それも十人十色でありますので、一人一人の食生活、あるいは日常の文化的活動、あるいは生きがい、そういったものも含んだ、西

郷村民としていい人生が送れること。これが、トータルのピンピンコロリではないかというふうに思ったわけでございます。

そうしますと、高齢の問題を支える当事者はもちろん、介護職も当然ですが、家庭における当事者、配偶者あるいは子どもといった方がいますが、それも含めて、やはりそういった思いを遂げられる環境をつくることだというふうに思っています。

職員として給与をいただいてやることに對しましても、ご指摘のとおり、処遇は今、低いわけであります。どう低いのかといろいろデータがありますが、同じ年代において、四、五万円の給与の差があったり、あるいは短時間の時給でいうとバランスのワラワラもありますが、相対的にもう少し底上げする必要があるだろうということを厚生労働省も言っているわけであります。そうしたこと、あるいは村の財政も、直接委託あるいはそういったことになってきた場合においては、相互改善の策も講じていかなければならないというふうに思っております。

環境、給与も含めて、そういった社会体制をやはりつくっていかないと、フランスの少子高齢化を克服した事例、あれは日本が進んでいく高齢化対策、北欧型で既に全部給付、税金が5割5分、55%以上の税金を納め続けていくという社会体制が日本はできないわけでありますので。そうしますと財源のバランス、あるいは歳出バランス、いろいろなことを考えて、ご指摘の悲願達成に我々は向かわなければならぬという義務がございますので、ご指摘の処遇改善も一番ではあります、いろいろな環境につきましてもそういったいい方向に行けるように、我々は努力して、そういった方向でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） PPK運動もありますが、これからは老老介護やひとり暮らしの高齢世帯が増えてきます。施設も足りない状況です。また、介護認定を受けて、要介護、要支援でないと施設に入ることは難しいです。家族がいても介護する人がいなければ、どうしても施設にお世話になるしかない。でも、施設に入るには最低でも12万円ぐらいお金がかかるそうです。とても低所得者には払えない金額です。

このような高齢者のために、西郷村として早急に対策をとっていかねばなりません。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはり介護入所で特別養護老人ホーム等に入りますと、前に日本経済新聞に1回出たことがあります。一番安いのが7万円、一番高いのが73万円、平均23万円ぐらいでしたか。こう考えていきますと、現在の国民年金制度が社会的セーフティーネットになった場合に、年金で入れないかといった考えが出てきます。もちろん、担当課でもいろいろ調べたりということで、私もずっと聞いてきまして、やはり現在の年金の平均、ざっといくと9万円から10万円ぐらいではないかと。もっと低いというお話がありますが、そういった方々に対してはどうするんだと。新聞、テレビで、家族あるいは兄弟、いろいろな人の援助があつてということです。

そもそも保険でありますので、全部がかかるとは想定していない部分もあったわけ

であります、実は老いは誰でも平均で来るわけであり、介護といたしながら、保険といたしながら、保険ではない。いわば、一人一人が積み立てるといったことになるのではないかと考えが、あります。ただ、これはタイムラグがありまして、やはり団塊の世代という大きなブロック、あるいは丙午みたいに少ない団塊があったり、いろいろな波がありますので、その部分の水平的な保険の使い方といったものはあるだろうというふうに思いますが、ただ最終的には、老いは全て自分にかかってくる。いかにこれをよけていくか、そういったことでもあると思います。しかし、それは避け得ない要素もいっぱいありますので、なるべく経費の安いそういった施設といったものが設置できないかといったことが、一つの目標になってくるだろうと思っておりますので、鋭意いろいろそれについては、研究・検討しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君。

○3番（南館かつえ君） これから本当に急いでやらないと、私たちも10年後、今は元気ですけれども、どうなるかわからない状態で、先ほども話ししましたけれども、施設に入るには最低でも12万円ぐらいお金がかかる。では、私たちはどうすればいいのかとなったときに、村できちんとした施設を建てていただいて、そこに医療もあり、ケアしてくれる方もいる、長屋みたいなそういうのを村で建てていただければ、低所得者でも入れるようなそういう施設を建てていただければ、これから先、私たちも介護状態にはなりたくないですが、やはりこれから重要な問題だと思っておりますので、しっかりと対策をとっていただきたいと思っております。

これからも進捗状況を伺いながら質問していきますので、よろしく願いしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。



◇ 9 番 小林重夫君

1. 道路行政について
2. 農業行政について

○ 9 番（小林重夫君） 通告に従いまして一般質問をします。

質問の第 1、道路行政。質問の趣旨、イとして、村道 5 1 6 9 号線、元狼山村営住宅、現在、災害仮設住宅を取り囲んでいる村道の舗装整備についてお尋ねします。

この件は、狼山地域住民からの行政依頼事項であります。現況は、全長約 2 3 0 メートル、舗装部分約 1 4 0 メートル、未舗装部分約 9 0 メートルで、舗装部分の 3 0 メートルは道路が風化しております。

一昨年、建設課には補修整備を通告、申請していますが、何の変化もありません。お尋ねします。村道を舗装整備することは、村道の価値が上がるのかどうかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 9 番小林議員の一般質問にお答えいたします。

狼山の村道でございます。この舗装について遅れておりますので、なるべく早くやっていきたいというふうに思っております。ぬかるみのところは、雨とかの時期では子どもたちがしっばねを上げたりというふうなことになりますので、なるべくこの村道の維持補修といえますか、いい方向でいきますように努力をしてみたいです。

○議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君の再質問を許します。

○ 9 番（小林重夫君） 村長、前向きにやることはいいんだけど、今、村道舗装することは価値が上がるのかどうかということを知りたいです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） はい、上がると思います。

○議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君。

○ 9 番（小林重夫君） 村長は価値が上がると。そのように今、早く建設課長、手を打ってやるようにお願いしますよ。これ私の解釈でない、地域住民の要請ですから。

では、次いきます。

ロとして、行政執行の順位についてお尋ねします。

村は、住民本位ということだと思いますが、行政に対する苦情、要望がありましたらということで行政相談を行っていますが、私には疑問に思うことが多々あります。

ダイエーパチンコ近くの石塚北に建売住宅ができましたが、村はその周辺の村道を再舗装、整備したのです。西郷の村政は住民本位ではなく、企業優先なのだと思われました。狼山の住民は 3 0 年も 4 0 年も前から村政に貢献しています。この件について執行部の見解をお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 9 番小林議員のご質問にお答えします。

ダイエーパチンコ前の舗装のお話でございます。

ダイエーパチンコの前の舗装につきましては、下水道の仮復旧で半分だけ施工しております。その前の建売住宅の場所なのですが、あちらのほうは水道の取り出し等で、業者のほうで復旧をいたしたものでございます。ですから、建設課、道路管理者のほうで復旧したものではございません。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 建設課長、そのように言っていますので了解します。けれども、私が今、主張しているのは、そういう行政順序というものを、ちゃんとやはり公平にやってもらいたいと。村長、そういうことなんです。

（「はい」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 今のそれにやりますか、今のあれ、行政何だ、行政の順序。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よく考えて対応してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） では、いろいろ村でもやっているけれども、やはりそういう公平性を持って執行してもらいたいと、そのように思います。そのように頼みます。

では次に、村道5124号線の環境維持補修の整備についてお尋ねします。

この道路は、オリンパスメディカルシステムズから欠入ゴルフ練習場を通り、イオン白河西郷店に通じるガードフェンスの付いている1級村道であります。

現状はどうかといいますと、雑草が大繁茂して、村道が雑草に占領される寸前であります。このところ利用している向原の住民、村推奨のウォーキングをしている村民から、ごみの不法投棄もあり、苦情を言われております。以前この件について、舗装整備を一般質問で提言、訴えています。一時刈り払い整備されましたが、何の変化もありません。2週間ほど前、自家用車で通行してみようと試みましたが、入り口までで傷が付くと思いやめました。村道の機能を失っております。この件について、早急に整備を訴えるものであります。

今はきれいになっています。議会が始まる1日前に、私、確認に行きました。前の質問でやったときのそういう村長、舗装もすばらしく、舗装でやるべきなんだと私は訴えたんで。そして、前の質問でも、舗装するほど価値が上がるということで、舗装すればいろいろなものを、本当に企業でも住宅でも何でも価値が上がりますから。すると、西郷村の人口だってまだまだ増えるんです。そういうふうなことでありますので、前向きに頼みますよ。この件についてお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、道路はやはり舗装して幅員も広くてといったものが、いろいろなことを呼び起こしたり、あるいは今、歩いている人についてもいいことがありますので、よく検討してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、村長の検討するという話がありますけれども、実行してください。今現状は、建設課長、きれいになったけれども、路面などはでこぼこですから。

あんなことではだめだからね、本当に。村長もそういうふうに行うように、検討しますではなくてお願いしますよ。

では、次にいきます。

次に、村道の整備管理維持は、行政として継続が大事であります。3年もたつと忘れてしまうような鳥の三足の行政は、絶対にあってはならないと思います。建設課長、この件についての見解をお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 9番小林議員のご質問にお答えします。

村道の整備管理維持は、行政としての継続についてはどうかというご質問だったと思います。村では、村道の正常な道路環境を維持するため、道路の草刈りや縁石等の除草につきまして、また、道路上にできた穴の補修等を行っております。村の村道延長が663路線、距離にしまして354キロでございまして、隅々まではちょっと目が届かない状況でございます。自宅の前や、身近な道路の除草等の草刈りは、村道隣接者のほうのご理解とご協力のもと、農村部では農作業の忙しい合間に村道の路肩の草刈り等を行っていただき、大変感謝申し上げます。

また、住民との協働による地域の環境保全を目的に、道路の路肩の除草など、西郷村道路及び河川愛護事業の登録団体による清掃も、年に数回実施していただいております。

しかし、路線関係が膨大なことから、目が届かない場所や同じ箇所を年に数回行わなければならない等の問題もありまして、議員のおただしの箇所もあるかと思っております。

今後も、道路愛護事業団体を募集しながら、また、広報等で道路美化の啓蒙を行い、道路環境美化に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 建設課長、道路が広範で目が届かないと。今、私が言ったところは西郷村の銀座ですから、私も週に一、二回はウォーキングだの自転車でいつも監視しているんです。もう、いろいろ何か不法投棄がないかどうか変化があるかと。だから、そんな言いわけだけを言わないで、鳥の三足の行政はやめてくださいよ、もう3年もたつと忘れてしまうような。

今日は私、議会に入る前の日に行ったから、カメラを持っていったんです。だから、ちゃんともさもさになっているのをカメラで撮って、こうなんだよということを見せるかと思ったの。これちょっと。だから、それやめました。だから、それはそれでいいですから、そういうふうの前向きに、やはり西郷村はすばらしくきれいなんだと、何でもいいよ、堀川ダムでも何でも。きれいなんだな、すばらしいなって。こうすることが西郷村を宣揚することになるんですから。だから、建設課長からあそこ、それから担当課長、そのように皆さんに前向きに聞いて、実行するようになしてください。

では、この件はこれで終わります。

次、いきます。

質問の第2、農業行政について。質問の趣旨、平成26年度産米、概算金が昨年に

対し33%ダウン、品種により平均3,500円から4,000円下落して、西郷・白河地域の農家経済に大打撃を与えております。再生産可能な米価をと、現場から上がる悲痛な叫びが出ております。農村・農家がだめになると大打撃を与えております。

米価が下がってよいことなんて何もない。水稻は農村・農家を支える根幹で、ただの産業ではない。農村・農家がだめになってしまうと懸念されています。この件について、村執行部はどのように対応するのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 米の下落については、ちょっと予想外の幅がありましたので、村内の農家、非常にながかりしております。では、どのように今後見通して対応していくのかと。今般、この種子等の補助等上げましたが、やはりこの傾向というのはどこまで続くんだろうという一つの大きな予測をしなければなりません。

1つは、この200万トン余っているという現実、そして、米の消費が減ってきている、かつ、ミニマムアクセス米もある。いろいろなことを考えていきますときに、これは単に米ばかりではなくして、農業あるいは土地利用、日本の原風景の崩壊、いろいろなことを内包している問題だというふうに捉えております。

1つは、やはり7,000円がどうなるかということですが、補助金あるいはならし対策があって、この前、日本農業新聞に1万4,000円台復活するのかということもありました。いろいろありますが、ただこれは公平な、あるいは一般的な対応ではできないわけでありますので、今後の米政策に対しては後継者も含めて、この農業対策の大きな、いわばスタートにもう立ってしまったという気がしておりますので、単価のことも含めた将来展望をやはり立てなければならぬというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長からそのような答弁がありましたけれども、福島県でまめで達者な村はこの概算金が下がるとわかったときに、村長は緊急支援をするということで、農家の支援事業として10アール当たり1万5,000円を交付すると、そういうようなことを表明しております。こういうふうなことを、肥料代、それから何だ、薬剤代と。やはり助成するために、我が西郷村ではそのようなことの施策を考えているのかどうか、お尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろんこれは地域の問題、それから日本全体、あるいは当地方の問題があります。農協は白河農協であります。私は、少なくとも農協が一つでありますので、郡内で統一步調をとろうではないかということは今、呼びかけをしております。単にこの米価のみならず、消費拡大も含めて、これは農村・農業のあり方についても今後ともやっていくというスタンスであります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長に私ちょっと、大きな問題になるかわからないけれども、この件に対してお願いしたいことは、やはり村長は、西郷村の長として、県、それから

国に、自分らも個人的に考えると同じだけれども、いろいろ販米とかあるのに、ほかからまた買ってくるということはしないんですよ、日本の農業というのは。今の安倍政権はそういうふうなことを考えているんだか何だかそれはわからないけれども、アメリカのカリフォルニア米とかで、もうそういうような需要が減っていて、あんなにも輸入しているんです。そういう通商の何かの日本とのそういうふうな関係だか知らないけれども、やはり私は米だけは江戸時代の鎖国政策が、そこまではいかないけれども、守っていくというあれが必要なんではないかなと、私は思うんです。そういう働きを、大きな問題だけれども、農家を守るためにはそうしていかなくてはならないんじゃないかと、私は思います。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、私は町村会長のときに農水省の官房長、あるいは事務次官に会っております。もちろん大臣にも会っております。なぜ福島県だけが全袋検査しなくてはならないのか。するのはいいでしょうと。では、全国47都道府県の県庁所在地の米を測って集めると、食糧部長に頼みました。

要するに、これは目先のことのものであって、しかし、これは国際的にも日本全体においても農業問題は大きな問題です。ミニマムアクセスがなぜできてきたのかというふうになりますと、やはり国際経済の中に入っている日本としても、政府はのまざるを得なかったと。しかし、農業については特別の保護政策がなければ、今、農業というのはなかなか守れない。世界もそうしている。保護政策をとるべきだということ提唱しているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 9番、ここでちょっと休憩にしましょう。

○9番（小林重夫君） はい、お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 次に、農業行政についてお尋ねします。

農業委員会は、農地プラン、農地集積、農地調査を推進していますが、遊休農地、荒廃農地が増大しています。農業に魅力がなく、高齢化して若手の後継者がいないからであります。農地の貸し借りは進み、農地集積の拡大化はしていますが、今年の産米ショックでリタイアする農家が各地で増加と懸念されております。この件について、村執行部はどのように対応するのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのとおり、今後の米の価格によっては今の世代の交代、

あるいは農機具が古くなって更新の時期、いろいろな考えをする時期が来るだろうと思っています。

そして、魅力がないという話ですが、魅力をつくっていくことにしなければ、後継者は育たないわけでありますので、この部分について今後展開が必要だろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長、これは難しい問題です。本当に日本の農業も行くところまで行ってしまわないかなと私もそう思っています。でも、これから私、提案することもありますから。

では、次にいきます。

次に、農産物、野菜、果樹等、付加価値を上げるにはどうすればよいのかお尋ねします。その施策をお示してください。（不規則発言あり）今まだ聞いているんです。この農産物の付加価値を上げるには、どういう方法、施策があるのかと。これからまた出てきますから、ちょっと。（不規則発言あり）そんなに言ったんでは、答弁も大変ですから。この件についてどのように。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） できたものをそのまま売るとなりますと、新鮮あるいは量、あるいは周年性、いろいろな問題をクリアする必要があります。付加価値となりますと、今度はそれを素材として手間暇をかける、新たなものに変換する、いわゆる6次化があります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長からそのような6次化という、村長、6次化を進めるというのはどのように進めていくんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはり商品として望まれるもの、そして食品として安全なもの、そして西郷村として素材がいっぱいあるもの、やはりそういったものを組み合わせして、今、山椒ドレッシングとか、あるいはタマネギドレッシングとか、あるいはイワナの、あるいはニジマスの、いろいろなのがあります。これもその一つであります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） では、次にいきます。

次に、「道21世紀新聞（RoutePress21st）」11月第42号によると、この新聞だ、これ。ルートプレスとっては、英語、横文字ちょっと私わからないんだけど、道の駅新聞というのかな。これ、この間2週間ほど前、郡山に行った帰り、季の里PAでこれがあったんですよ。これ、もらってきましたから。ルートプレス、英語のわかる人。21stとはどういう意味ですか。それはいいですけども。（不規則発言あり）私も、道の駅新聞かなとは勝手に思うんだけど、ルートだから。それによると、道の駅農産物直売所を地方創生の拠点にということで、全国的に注目されています。

隣的那須町で第3回連絡会議が開かれました。我が村ではトラック市、毎月第2日曜日に開催されて、よいことですが、その実績はどうか。

西郷村の特産物、意欲と希望の農業・農家を育てるため、当村の中心地289号線に通年営業の道の駅、誰でも気楽に参加できる農産物直売所を設置する、この件について有望な施策があるのかどうか、お尋ねします。同僚議員もこの件について質問をしております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 289沿線沿い、農産物直売所、り菜あんの支店というか、蒲日向にありますね、歩道に。もちろん289沿いという声もあります。キョロロン村という話もあります。いっぱい人が集まって、そして新鮮でつくった人がわかるように。私も軽トラ市、最初の日に行きましたが、すごい盛況でした。4時から始まるやつ、3時半に売れ切れてしまいました。やはり期待は大きい。では、毎日できるのか。そういう問題もあります。では、端境期はどうするんだ。こういったこともいろいろ含めると、グループをあるいは拡大して、そういったことをクリアする。もちろん、ご指摘のというか289沿いという声も出てくるかもしれません。そういうことも頭に置いて、そしてニーズとサプライズがうまくいきますようにということが、一つの直売所の成功の鍵だというふうに思っておりますので、なお若い力とそういった広がり期待しているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） ルートプレスをちょっと読んでみます。道の駅を地方創生の拠点にと。この地方創生というのは、安倍内閣が苦し紛れか何だかわからないけれども、格好いいことを言いまして、はい。地方創生の声が沸き起こっている。経済の長期低迷、デフレ克服に、地方・地域の再活性化が不可欠だからで、地方の疲弊が進んだ証明だ。そんな中、道の駅が俄然注目を集めていると。道の駅は、大都市ゾーンより地方に多い。制度開始から20年以上たち、10月現在、全国で1,040駅に増えたということです。

私が1,040を47都道府県で割りますと、37駅くらいになるのかな。そんなふうなあれであります、平均。すると、道の駅というのは福島県で何か所あるんですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 下郷の道の駅からずっと行きますと、西会津49号ルート、それから、4号二本松の油井、いろいろあります。数、全部はわかりませんが、身近に、天栄に2か所ありますので、その程度です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私も、だから、全国平均に何ぼあるのかなと。47都道府県で割って、37くらいなのかな。だから、福島県には20まではないんではないのかなと思います。だから、我が西郷村は、289という、そういうすばらしい道路も開通して通行量が増えているんだから、やはりそういうふうな誰でも本当に気楽に簡単に参

加できて、みんなが元気出るような、そういう村づくりが、村長も考えているだろうけれども、考えているだけではだめだから、実行するようにしていかなないとだめですよ。

栃木県にはかなりあるんです、この道の駅というのは。しかも東山道伊王野とかそういうすばらしい、（聞き取り不能）とか、こんなふうにいっぱい出ているんですよ。こういうのが今、注目されているということですから。西郷村もそういう、恵まれたところをやはり生かして、今、そして、みんなが地域とか農村、年配の方、いろいろベテランが多くいますので、そういう人がやはり元気が出るように、そのような施策を村としても示していくことが必要ではないのかなと私、思うんです。村長どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ごもっともであります。1つは、道の駅とか直売所なるものができて、農家の経営、私は一番の原点は、西郷村に住んでよかったと。西郷村で自分の人生を送るといったときに、やはり経済力が一番になりますので、経済力として農業者が経済力を、1戸当たり幾らでしたっけ、500万円くらいを目標に、安定的に展開できる農業といたったことができればいい。その中で、何を売ってお金にかえていくのかといったときに、米ばかりでいいのかと。あるいは、野菜、畜産、花卉、特用林産物、いろいろなことがあります。それを通年365日売れる、出荷できる、あるいはマネジメントできる、POSシステムを動かすことができる。そういったことをくると回せるような規模と、それから売上高、あるいは、次のものへの展開の引き当て。そういったものができる計算をしなければなりません。

そういったことがあって、一つは、農家経済の一つの足しになったり、あるいは生産物の一番は契約栽培、本当は私は昔の食糧管理制度に戻ればいいと思っている。それがなかなか難しいとするならば、やはり契約栽培とか、あるいは契約してお金をいっぴいつくれば、あるいはつくっただけ売れる、そういったいい状況ができればいいわけですが、今やそう簡単ではなくなりました。その合間を縫って、自分の経営状況をつくっていくということがありますので、なるべく農業者においては外政フェンスというか、外側にある状況が変わらないほうがいいわけです、制度でも何でも。そういったものを一つ一つ固定化していく。

これが行政、政府に対する一つの目標、要望でもありますし、そうだとするならば、あとは肥培管理と、あとそれから品質管理と。それをどういかに高く売るか、あるいはさらに付加価値を付けて売っていくかという状況になってきますので、自分のカバーする範囲が狭ければ、本領発揮が安易で安くできますので、そういった方向になるべく行けるための行政の施策、そういったことをやっていかねばならないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長には、勇気と元気と確信を持ってやってください。お願いします。



次にいきます。

次に、米、農産物の価格低迷により専業農家は激減しております。上新田集落においては、以前18軒の専業農家がありましたが、現在は兼業で稲作をしている農家は大小ありますが、9軒で、稲作専業農家は1軒になってしまいました。水田は基盤整備、耕地整理されて50年経過して、30アール、3反歩単位のすばらしい田園環境ですが、水田、田畑としての価格、価値は激減しております。水田、田畑としての価値を上げるには、どのような施策があるのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

（「水田価格としての価値が下がっていることを今、こういう状況で」という声あり）

○村長（佐藤正博君） はい、わかりました。価値というから値段のことかと思いましたが、そういう意味ではなくて、田畑の価値、相対的ですね。

（「いや、値段です」という声あり）

○村長（佐藤正博君） 値段。やはり産出するものが高い、あるいは売り上げが高い、あるいはもうけが大きい、そういうふうになりますと、その値段は高くなります、価値が。ですから、米の値段が下がれば、その分価値は下落する。要するに、そこからもうけは生まないということになりますので、そういうことだろうと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長の言うとおりでありますが、次に、上新田の水田農地は、第1種農地として農振がかかっているの、農業施設以外は何もできない規制がかかっています。時代、現代のニーズにかなっていません。安倍政権は農政改革、JA農協改革、農業委員会改革を打ち出しております。大企業優先、TPPによる農産物のグローバル自由化で、農家が犠牲になっています。上新田水田農地、村内の農振規制がかかっている農地は、何でも自由に農地転用し利用できるように、上新田ばかりでない、農振除外すべきと訴えるものであります。村執行部の寛大な答弁を求めるものであります。

（「上新田の話」「上新田ばかりでない。西郷村で農振がかかっているところは、規制緩和、農振除外すべきだと私は訴えてる」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはできません。（不規則発言あり）できないと思います、はい。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長、できないというのはどういうふうな理由なんですか。（農業委員だからわかるでしょうという声あり）それ、国の法律というのがあるでしょうけれども、何ですか、国はそういうふうな農家を犠牲にするような政策をやってきているんですよ。例えば上新田あたりを例にとりますと、何でもできるようになったら西郷一、本当に環境から何から全部恵まれて、もうどんどんそういった、何ていうんだ、価値というのを生みますよ。できないというのでは、もうこれどうしようもない

ですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃるように何でも使えるといえ、これはもちろん所有権が一番強いからです、本当はそうなっているはずなんです。しかし、やはり戦後といいますか、米をつくりましょうということで、ダムをつくったり、あるいは水路を、圃場整備をやったり、みんなでこの範囲は農業として今後使っていくので、それだけ補助金、国の税金も投入して、私たちも賦課金を納めて、そしてつくったわけです。

そうしますと、それを議員が言うように、何でもできるというふうになれば、ほかの人が困るわけです。ですから、そうではない人もいます。そこはやはりちゃんと話をして、そして補助金だって8年間は適化法がありますから。そういったこともやはり全部クリアしないと、これはそう簡単に、はい、わかりました、いいですというわけにはいかない状況であります。いいですか。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 私は、何ていうんだ、こういうふうないろいろ、西郷村、上新田、なんというか、この土地を農地とはいえ1反歩80万円で、ところがそういう宅地造成とか、なぜかという、安倍政権は企業を地方に移設、そういうことを打ち出しているんですよ。

だから、そういう農振を外して企業誘致とかそのような、あとまた、住宅造成でもいい、そしたら、折口原とか間ノ原と上新田とかまだまだ、この間農業委員会にかかったけれども、原中、上新田のだけど、1反歩1,000万円ですよ。では、私も個人的に我が土地だけでも農振外してもらいたい、はっきり言えば、これ全体的に、なぜこういうことを言うかという、農家が守られるんですよ、農家が。このままでは、1反歩1俵8,000円くらいの米では赤字になって、農地としても守れない。守る方法はどういうふうにするかといったら、今のニーズにかなっている法律があるかわかりますか、そういう法律をどのように外すとか何とかということをお県とか国に話をするのは村長ではないですか。

何でもできることはやってみて、そして何だ、安倍さんが言っているように、上新田の農地に一流企業でも、何だ、二、三流企業でもいいわ。そういうのを誘致して、すると、まだまだ西郷村は人口も増えるし、そういうふうな希望になるようになっていくんだ。そういう中で、農業をやったりなんだりというのは、それは自由だから。ただ、規制でこの広大なすばらしい農地が何もできないようでは、全くもう価値が下がりっ放しで、農家だのが見殺しになってしまうような。だから、私はこのことを今、訴えているんです。

わかりました。次、いきます。

7として、次に、農地の税制についてお尋ねします。

固定資産税については、農振のかかっている農地とかかかっていない農地は、課税に相違があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農振農用地とそれ以外の農地の税額に相違があるのかというご質問ですが、税制上評価、課税標準税率等に区分といますか、相違はない。いろいろそれにのっつて、特別差を付けたりということではなくて、相違はないということでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 税務課長、そういうことですか。農振がかかっている農家の百姓でいろいろつくっている家は同じですか、それ。そういうことだから、村長、同じだったら、もっと価値が上がるような方法にできるならば、展開すべきなんだよ本当に。

ですから、私はそう思うんです。私もこんなことを言うのは、ちょっと農業委員として失格かもしれない。はっきり言えば。だけれども、今の状況にやはり対応していかなければならないですよ、西郷村は。こういう状況にどのように対応していくかと。

だけれども、本当にただの農家でなく□□になってしまうような状態ですよ。村にいたって収入も入らなくなってくるしなんだね、本当に。税制には変わりがないということですので、それならなおさらのこと、やはり価値ある方向に持ってくるのであれば持ってくると。安倍さんもそういうふうな、地方に企業を移設するんだと。そういう移設した企業には、税制を優遇すると言っているんですから。その辺のことをこの次また言います。

次に、当村の小田倉地域は、交通、環境、その他全てにおいて、恵まれおります。政府安倍内閣は、地方創生の一環として企業の地方移設を提言、税制を優遇すると言っております。企業誘致を推進するために、上新田水田農地の農振除外を、時代、現代のニーズに対応するよう強く求めるものであります。執行部の見解をお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今度、上新田のほ場整備の後の話ですね。

かつて、今の本宮市にアサヒビール工場を誘致いたしました。あそこも1種農振だったわけです。どのようにして今の農振除外と、それから企業誘致を同時に図ったのか。手続が相当大変でした。あのときの担当課長が白河の助役に来たわけですから、私はよく聞いた。やはり1回は農地としてお金を投下して、それから国費を投下して、その国費を返しても、今の田んぼよりも次の企業の社員になって、そのサラリーマンになったほうが良いということ、土地の所有者全員そう思った。そこで今、議員がおっしゃられた農地の転換、どうとり得るかということで、やはり4ヘクタール以上は農水省の大臣許可になりますので、東北農政局、いろいろなことをやりました。

やはり一番は将来です。将来性が本当に田んぼでできるのかと。農地はなかなか不逆性がありますので、1回農地を転換すると、なかなかもとの土壌にするのは容易ではありませんよと。それでもあなたはいいんですかということ、何年かかかって、そしてなおかつ宅地転用して、そして企業誘致をしてということ、なし遂げたという経過があります。

では、今おっしゃられたような上新田、そういった状況が生まれれば私は喜んでやります。その状況が出てくれば。ただ、今のところ何もなくてということになれば、やはりちょっとさっき言ったようにできません。なかなか難しいですから、はい。ひとつよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、村長から前向きな話がありましたけれども、本当に今のやはり時代のニーズに合ったように、大変なことは村長、わかりますよ。それをやるのが村長の仕事ですから、はっきり言えば。我々ではなかなかいけないんですから。もう100%できないというのであればどうしようもないけれども、この上新田農地というのは、もう借金も何も全部ないんです。50年たっているんですから。高速道路ができるというのは、付帯で土地整備でやったあれですから。そして、一番あそこ金がかかってないのよ、村長。舗装もガタガタだからね。前にもやったけれども、3分の1しか舗装されていないんですから。あそこもあれです、舗装してくださいよ。

そしていろいろ、何ていうんだ、魅力のある土地にして、今だってそういうのを直してやればすごい魅力のある土地なんです、本当に。片方で、何かそういう狼山の上新田水田農地が1反歩1,000万円なんていうけれども、上新田のあの辺だったら1,200万円ぐらいするわ。坪に直すと、大体4万円くらいでもうばんばん売れるんじゃないですか。

村長、30年前に、ある有力者が、私の先輩けれども、やはりそういう企業を誘致して、息子だの娘を終身雇用で雇ってもらえたらいいなんて。私に対する批判勢力けれども、そういうふうなことを30年前に言った人がいるんですよ。そういうことです。あとは言っても仕方ないかな。

次に、上新田水田農地の農振除外について、どのような方法があるのかお尋ねします。執行部の寛大な答弁を求めます。そういう何か方法があるんだか、農振除外の。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） さっき申し上げましたように、日本は戦後の食糧危機、あるいは農地は生命産業であるということから、農地を非常に大事にした。農地ばかりではなくて、西郷村の水をいかに温度を上げるか。冷たい水では米が育たない。そのために、この土壌改良の施設も全部営々とやってきたわけです。転換しようといった場合はそれなりの事情、あるいは所有者、地権者、あるいはまとまり、あるいは将来見通し、全て必要になってきます。そうできてくれば当然、今のこの農業政策と、それから新たな人生の展開。基本的には村民がいい人生を送るための、やはり経済的な裏付けとして第1種農業産業がいいのか、第1次化、2次、3次、どこかに属するための一つの手ではありますので、そういった状況が重なって、かつ農林大臣の許可があればできるというふうに思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 村長の話はわかり切っている話です、私はただ、今こういうような状況になってきて、農家が本当に苦しい状態になってきて、やはり発想の転換とい

うのが必要なんですよ、村長。そのために俺はこういうようなことを言っているんです、はっきり言えば。

だから、やはりできることは、例えば上新田水田農地は、西郷村の金ですよ。それが今、農振が入ってから鉄以下なんです、鉄以下。それだけのこういう差があるんです、はっきり言えば。だから、いろいろ自由な発想の転換で、企業的な考えもできるし、いろいろできるんですよ、それで。それはみんな全部西郷村の税収にも上がってくるなり、人口も増えてくるようになるし、そういうことになるんですよ。だから、私、農業委員だってこのことに誇りを持って、自信を持って訴えているわけなんです。次に、最後にいきます。

今のような私が言わんとしていることだけれども、小田倉新田地区の農地売買を比較すると、農振のかかっている農地は、10アール、1反歩300坪、約80万円で、農振のかかっていない分譲宅地農地は、10アール、1反歩300坪、1,000万円であります。価格差は12.5倍の差があります。坪単価にしますと、1,000万円のほうは坪当たり3万3,300円、農振地域は坪当たり2,760円であります。今、私が言ったように、上新田の農振除外になった場合は1反歩1,200万円になりますから。そいつは、それでもばんばん売れますから。坪当たり4万円ですよ。議員の中には不動産をやっている人もいるからあれですけども、私はこういう価値ある方向に何でも、何でもですよ、価値ある方向にどうしたらいいのかという、やはりこれが行政だと思うんですよ。違反してはだめだよ、違反してはだめだけれども、それはそう思います。

農家を守るのは、私は農振除外しかないと思います。こういう異端、変わった考えの農業委員もいてもいいのではないかと自負しています。執行部の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農業委員でそういうふうに言う人は初めてです。私はそう思います。農業をどうするかという観点でいくと、農振は言われたように、いろいろ事情はあると思いますけれども、やはり守るといったことと、それからそれが決めたことによつて農業の投資をするという道筋からいうと、やはり位相が逆転しますので、なかなか難しいと思います。ただ、時代の状況に対応すべきという点は傾聴に値すると思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） いや、村長の言うことはわかりますよ、わかっているんです、それは。そういう中で、いかに価値を村のためにやるかという。何も私思っている。私、農業委員になる20年前からこういうようなことを思っていたんですよ、こういうようなことは。だから、この場で、この議会で、自分の考えというか、村をよくするための考えというのを訴えるということができたということは、私は幸せです。そのような方向に向かって、本当に生かせるものは村のためにどうすればいいんだと。

あと、百姓だってそういうようなあれをしたって、もっともっと転換で、別な方法でいろいろできるんですから。何もそこら辺、広い土地があって田んぼしかできないなんていうのではなくて、ハウスでも何でもいろいろな、今はそういうような発想の転換で、農業だって別な方法で生産とかそういうのだってみんなできるんですから。だからそんな、何ていうんだ、四角四面の農地法とかなんとかというふうにかかって縛られるのではなくて、そのような方向に行ったら、今の自民党政権もそのようにぐっとやわらかく規制緩和すればいいのかなと、私は思っています。

以上で終わります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日12月9日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後2時56分）